



埼玉県報

第 2 5 2 1 号
平成 2 5 年 8 月 2 7 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業の事業計画の変更\(第1回\)\(市街地整備課\)](#)
- [桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業の事業計画の変更\(第6回\)\(市街地整備課\)](#)
- [平成25年度埼玉県立高等学校77校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示\(高校教育指導課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わかば春日部

三 代表者の氏名

新井 久子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市大場六百八十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、春日部市及び周辺地域の心身障害者児に対し、日中活動の場を提供し、地域社会の一員として、心身障害者児も安心して暮らせる地域社会を創造すること、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人育てネット
- 三 代表者の氏名
武田 祐司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市くすのき台三丁目五番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主として子どもと子育て期の人々に対し、子どもの育ち支援、および子育て支援に関する事業を行い、子供の豊かな成長を地域で支えあう社会と環境の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOかわもと

三 代表者の氏名

清水 英央

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市本田八十番地

五 定款に記載された目的

本法人は、地域住民が老いも若きも均等で質の高い住民福祉サービスが受けられ、住民が日々の生活を安全・快適に過ごせるよう、地域福祉向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ホツと・ステーション
- 三 代表者の氏名
上野 一美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市普濟寺千五百三十八番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の親・子に対し、子育ての支援、相談を行い子育てへの応援に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十三年一月十一日から

平成二十六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県久喜市北中曾根字下新田前及び字下谷の各全部、字薬師前、字中谷、字上新田前、字山ノ下及び字川妻の各一部、所久喜字小ヶ原井の一部、六万部字西谷の全部、上清久字西谷の一部、清久町の一部

四 事務所所在地

埼玉県久喜市北中曾根字薬師前六十一番四

五 設立認可の年月日

平成二十三年一月十一日

六 変更認可の年月日

平成二十五年八月二十七日

告 示

埼玉県告示第千二百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から

平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東、字高井、及び字西の各一部、泉一丁目の一部、
鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更認可の年月日

平成二十五年八月二十七日

告 示

埼玉県告示第千二百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

平成25年度埼玉県立高等学校77校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成25年6月20日

4 落札者の氏名及び住所

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都千代田区丸の
内1丁目6番1号

5 落札金額

979,206,795円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成25年5月10日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月一日

指令越建セ第二五〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十一日

越建セ第二二八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百九番一、四百九十七番、五百七番三、四百九十八番二、四百九十九番二、五百八番（宮代町道仏土地区画整理事業仮換地五十九街区三、四、五―二、六―二、七―二、八画地）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区諏訪三―一―三十三

大賀建設株式会社 代表取締役 須賀 洋介

告 示

埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年九月二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十五年九月定例会提出予定案件について

ロ 第二期埼玉県教育振興基本計画大綱について

ハ その他

告 示

埼玉県選管告示第八十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年八月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十五年八月三十日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に

ついて